

## 第2期流山市障害者活躍推進計画策定の基本方針

(令和7年4月1日策定)

### 1 第2期流山市障害者活躍推進計画策定の趣旨

本市においては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項に基づき「流山市障害者活躍推進計画（以下「計画」という。）」を策定し、令和2年4月1日から実施（第1期計画期間）してきましたが、令和7年3月末で計画期間が終了することから、令和7年4月以降を第2期として計画を策定します。

第1期計画期間中においては、法定雇用率の引上げ、職員の増員、さらに新型コロナウイルス感染症の流行という社会情勢の変化が起こり、本市においてもその影響を受け、法定雇用率が未達成になるといった障害者の雇用状況の変化がありました。

第2期計画においては、障害者を会計年度任用職員として雇用し、市で就労経験を積む機会を提供することで障害者の雇用の創出と自立支援を図ることを目的とし、令和7年4月から「チャレンジドオフィスながれやま」を実施するとともに、引き続き、障害のある職員一人ひとりが自分の能力を最大限に発揮できる職場づくりや、障害の種別を問わず安心して安定的に働くことができる環境の整備などに取り組んでいきます。

### 2 策定の基本方針

#### (1) 取組目標の見直し

本市において障害者である職員が自分の能力を発揮し、活躍するために、満足度に関する目標等を設定し、働きやすい職場づくりの指標とします。

#### (2) チャレンジドオフィスながれやまの実施

障害者を会計年度任用職員として雇用し、市で就労経験を積む機会を提供することで障害者の雇用の創出と自立支援を図ることを目的とし、令和7年4月から「チャレンジドオフィスながれやま」を実施するため、その内容を盛り込みます。

#### (3) 文言・表現等の修正

上記の事項に加え、計画上における文言・表現等の一部修正を行い、より分かりやすい形に修正します。

### 3 第2期計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで